

# 令和6年度における 漁業共済制度の運営について

## 政策担当者に聞く

水産庁漁政部漁業保険管理官

原口 大志



### 1 はじめに

「基金 now」をお読みの皆様はじめ関係者の皆様には日頃から漁業共済制度の運営に御理解と御協力を頂いていることに対し、この場をお借りし厚くお礼申し上げます。

また、令和6年1月1日の能登半島地震で、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害にあわれました全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

まだまだ多くの方々が慣れない環境での避難生活を余儀なくされており、一日も早く石川県をはじめ被災された方々の「日常」を取り戻していくことが大事だと考えています。特に石川県をはじめ北陸地方は水産業が盛んな地域であり水産関係でも多くの被害が発生しました。例えば漁船の転覆や沈没、座礁の被害が生じているほか、海底が露出するほど地盤が隆起するなどこれまで水産関係者が経験をしたこともないような海底での地形変動が生じており、漁港施設にも多くの被害が発生しています。こう

した状況により、浜によってはすぐに漁業を再開できる状況には残念ながらございません。

このため、漁業共済の立場からまずはすぐに対応すべきこととして、令和6年1月3日に漁船保険と漁業共済の関係団体に対し、漁業者への迅速かつ適切な損害評価等の実施や共済金等の早期支払が行われるよう依頼を行ったところであり、被災漁業者に寄り添いながら、漁業共済制度・漁船保険制度を着実に実施してまいりたいと考えています。

その上で、漁業共済制度はあくまで保険であるため、どうしても手が届きにくい部分もあることから、こうした部分については東日本大震災での経験も生かしながら、被災地方公共団体と水産庁が連携して、地元の漁業関係者の意向を尊重するなど丁寧にきめ細かく対応してまいりたいと考えています。

### 2 漁業共済制度と農林漁業信用基金の漁業災害補償業務

漁業共済制度は、「海」という自然を相手に魚を獲ったり養殖したりする漁業者が、天災などによって受ける損失を補てんすることで漁業経営の安定を図ることを目的とした制度です。また漁業者の損害を国が直接救済するのではなく、漁業者の相互扶助

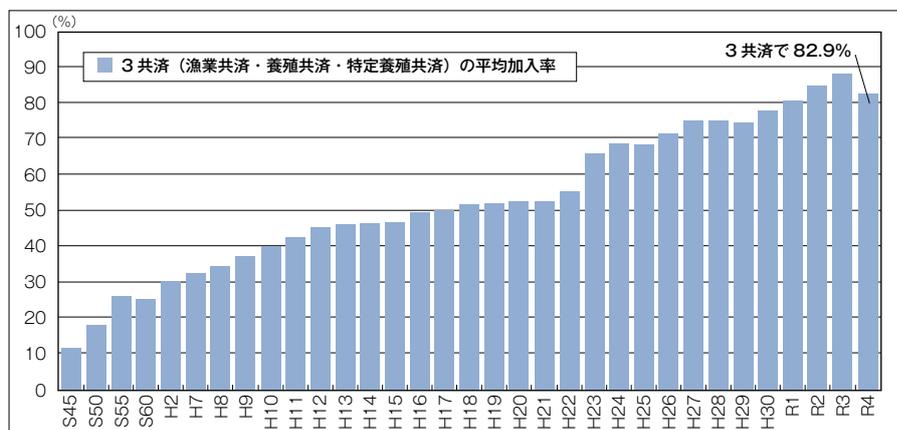
の精神に基づき、保険の仕組みを活用する共済事業となっています。漁業共済への加入は年々増加してきており、令和5年3月末における加入率は生産金額ベースで83%（図1）となっています。

漁業共済においては、全国の各漁業共済

組合が漁業者から共済契約を引き受けることにより地域における危険分散を担い、全国団体である全国漁業共済組合連合会（漁済連）が各漁業共済組合との間で再共済契約をすることで全国的な危険分散を図っています。さらに、異常災害など巨額の損失に対応するため、国が漁済連との間で保険契約を引き受ける仕組みとなっており、漁済連から国に支払われる毎年の保険料は、特別会計（食料安定供給特別会計における漁業共済保険勘定）において経理されています。

また農林漁業信用基金は、漁業収入が減少した漁業者への共済金の円滑な支

払を維持するため、各漁業共済組合及び漁済連に対して、共済金及び再共済金の支払財源となる資金の貸付を行う漁業災害補償関係業務を実施しております。漁業災害補償関係業務は、いわば漁業共済制度全体のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることとなります。

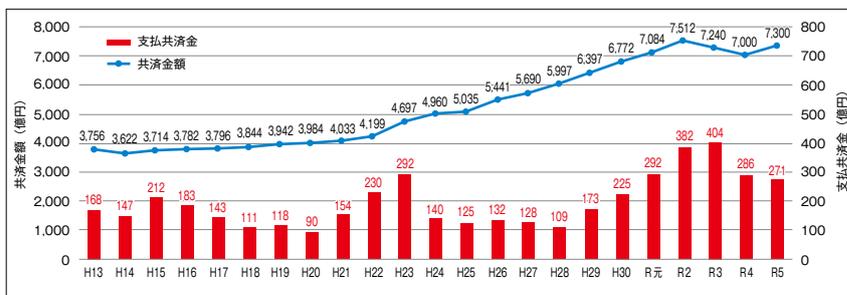


(図1) 3共済の加入率の推移 (生産金額ベース)

### 3 漁業共済制度をめぐる近年の状況

令和5年度の漁業共済の支払共済金額は271億円となっています。これまでの最高額は404億円（令和3年）で、海洋環境の変化による主要魚種の不漁やコロナ禍の影響により特に令和2年以降、高水準が続いています（図2）。このような状況のなか、農林漁業信用基金では、漁業者への共済金の支払いが滞ることのないよう前述の漁業災害補償

関係業務により漁済連に対し貸付けを行うなど漁業共済制度の円滑な運営に御尽力頂いております。



(図2) 漁業共済の共済金額と支払共済金の推移

### 4 結びに

現行の水産基本計画（令和4年3月25日策定）においては、漁業共済制度について、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることが明記されており、今後、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、持続的かつ安定的な制度運

営を確保することとされています。

こうした中で本年度（令和6年度）における漁業共済事業の運営にあたっては水産基本計画で示された方針に従って、漁業者の皆様が安心して漁業を継続して頂けるよう、事業の円滑な実施を確保しながら、併せて持続的かつ安定的な制度運営に向けて必要な検討を進めてまいりたいと考えております。